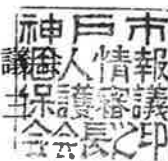




答申第509号
平成27年9月11日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、平成27年8月10日付け神保高国第1540号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「後期高齢者医療制度関係事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護
委員会規則第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当である。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。